

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和2年度)

施設 の 名 称	宮城県第二啓佑学園
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月 ～ 平成23年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年4月 ～ 平成28年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年4月 ～ 令和3年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指 定 期 間	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県第二啓佑学園	
所 在 地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	
設 置 年 月	平成14年4月	
根 拠 条 例 等	障害者支援施設等条例	
設 置 目 的	知的障害の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m ²
	構 造	鉄筋コンクリート造
	内 容	入所棟
開 館 (所) 日	通年	
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備棟の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	366 日	365 日	100.0%	99.7%
延べ利用者数	19,905 人	18,741 人	18,924 人	95.1%	101.0%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
生活介護契約利用者	7,860 人	7,724 人	7,720 人	98.2%	99.9%
施設入所支援契約利用者	10,950 人	10,814 人	10,899 人	99.5%	100.8%
短期入所契約利用者	1,095 人	203 人	305 人	27.9%	150.2%
	人	人	人	-	-
	人	人	人	-	-
合 計	19,905 人	18,741 人	18,924 人	95.1%	101.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
県指定管理料	228,458	223,240	223,395	97.8%	100.1%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収入計 (a)	228,458	223,240	223,395	97.8%	100.1%

(2) 支出

人件費	162,165	157,849	160,071	98.7%	101.4%
施設管理費	31,581	20,751	21,219	67.2%	102.3%
事業運営費	24,932	28,949	27,888	111.9%	96.3%
その他(処遇改善費)	9,780	9,625	10,505	107.4%	109.1%
支出計 (b)	228,458	217,174	219,683	96.2%	101.2%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	6,066	3,712	#DIV/0!	61.2%
前期繰越収支差額	93,522	87,456	93,522	100.0%	106.9%
次期繰越収支差額	93,522	93,522	97,234	104.0%	104.0%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和2年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	県の評価	評価	
			【施設所管課記入】		
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規程に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、職員の人材育成にも取り組みました。 1 施設内研修(支援技術研修等) 19回 2 法人内研修(階層別研修等) 36回 3 外部研修(サビ管研修等) 5回 4 福祉QC活動発表会 1回	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規程に基づいた会計処理を行い、適正な施設運営を行いました。 また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めました。更に各種研修の実施、参加を奨励し、人材育成にも努めました。 人材確保の取り組みとして採用試験3回の実施、職場説明会の開催、就活サイトの活用などを行いました。	A	職員研修については、新型コロナウイルスの影響で、外部研修が減少したが、オンライン研修を積極的に導入したことで、例年と同程度の研修実績となっており、人材育成に努めている。 一方、人員の配置については、求人等の努力は見られたものの、職員数が事業計画の数値を満たしておらず、より手厚い人員配置が求められる。	B
人員体制	正規 23人 非正規 5.8人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定管理施設に関する委託契約に基づき、消防設備保守点検等14の業務について保守点検を実施し、建物及び施設の適正な保守管理に努めました。また、自主点検を毎月実施しました。	建物や設備については、業者の定期的な点検により、部品の交換や修繕を行うとともに、職員も常に建物内に、破損や危険個所がないかどうかの確認を行いました。 建物内の清掃は、専門の業者に委託し、清潔で快適な環境を利用者に提供しました。	A	定期点検、月毎点検等が確実に実施されている。また、消防設備の保守等、専門的な事項については、専門業者に委託し、適切に管理が行われている。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	1 利用者の状況 (1)施設入所支援 利用延べ人数 10,899人 (2)生活介護 利用延べ人数 7,720人 (3)短期入所 延べ利用人数 305人 2 利用者の地域移行に向けて、生活体験の拡充を実施しました。	多くの利用者が自閉症または自閉的傾向を有しており、こだわりが強い特性が見られるため、支援する職員の技術向上と利用者の対人関係の調整を図ったり社会体験を取り入れながら、地域生活移行を目指した支援に努めました。 地域生活についての理解と意欲助長のため、船形の郷への見学や通所事業所(生活介護事業所ひだまり、グループホームわがや、地域生活支援センターなごみな)の見学、体験利用を行いました。 専門相談として心理相談員から個別にアドバイスを得て、利用者への支援に活かすとともに、職員の資質向上に繋がりました。	A	自閉症または、自閉的傾向を有する利用者が多い中で、利用者の特性に応じた自立訓練に加え、研修や心理相談員への相談により、職員の技術向上にも努めるなど、地域移行に向けた支援が行われている。	A
④自主事業の実施					
⑤利用者サービスの向上	1 利用者サービスの向上のため、法人としてサービス向上ワーキング部会、権利擁護ワーキング部会等を設置し、利用者の権利擁護を推進しました。 2 施設障害福祉サービス計画書に沿った支援を行うことで、生活の質の向上を図りました。 3 福祉QC活動の推進により、利用者の生活の質の向上を図りました。 4 福祉サービス第三者評価を実施しました。	法人のサービス評価規程に基づく、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの向上に努めました。障害者に対するケアマネジメントの理念と援助技法に基づき、個別支援計画を作成し、利用者個々のニーズに即した支援を展開しました。 福祉QC活動として「仕事の鮮明化と効率化を図ろう!」をテーマに業務に関するマニュアルを整備することで、業務内容や利用者様支援等に対する「分からない」という悩みを解消することが出来るよう取り組みました。マニュアルにイラストや写真を入れ作業手順を可視化する等の工夫により雑務作業の時間が減り利用者支援時間が増え日中活動の質が向上しました。 本年は3年に一度の福祉サービス第三者評価受審の年であり、福祉工房による評価を受審しました。いただいた評価やアドバイスを業務運営に活かすとともに、結果をホームページに掲載、公表しました。	A	各種部会等を立ち上げて職員の意識向上を図り、利用者の権利擁護を推進している。また、福祉QC活動により、利用者の支援に当たっての目標設定及び自己評価を行う等、サービスの向上に向けた取り組みを行っている。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	指定管理契約に基づく相談窓口の「利用者の声」を設置、及びなんでも相談規程に基づく相談窓口を設置しました。また第三者委員を配置しておりますが、第三者委員が対応した案件はありませんでした。 ・苦情件数 0件 ・要望件数 38件	利用者の声は38件の実績があり、利用者の要望に応えました。面会時や保護者会の会合時、また来園が困難な方には文書にて利用者支援に関する苦情解決や、なんでも相談に関するシステム、及び相談窓口の担当者についてお知らせしました。保護者会の役員会時には職員との懇談の場を設け利用者への支援に関する意見を聴取し、その後の支援に活かしました。	A	児童会や自治会などの場において、利用者からの要望を把握する機会を設けており、その要望をできる限り実現させる努力をしている。 また、保護者総会の場面において、保護者等から意見を聞く機会を設け、それらの意見に対して法人の内規に基づいて対応するなど、要望や苦情に対処する体制が整備されている。	A

⑦安全対策	<p>1 ライフラインの設備点検と緊急時のライフラインの確保をめざしました。</p> <p>2 施設内外の安全点検を毎月実施しました。</p> <p>3 地震や火事想定避難訓練を毎月実施しました。</p> <p>4 例年は年2回地域住民と連携のうえ総合防災訓練を実施していましたが、新型コロナ感染防止のため本年は実施ませんでした。</p> <p>5 危機管理計画に基づく緊急時行動計画を職員全体に周知徹底を図りました。</p> <p>6 ヒヤリハット体験報告及び事故報告に関し、原因を究明するとともに、再発防止に取り組みました。(ヒヤリハット体験報告12件、事故報告5件)</p> <p>7 大規模災害発生時における地域住民や他施設利用者の受入れ体制を整備しました。</p> <p>8 不審者対応策として、12月に宮城県警備業協会・警察署に来所していただき研修を行いました。</p> <p>9 例年は年2回消防署に来て頂いての救命救急の実践講習を行っていましたが、今年度は新型コロナ感染防止のため実施ませんでした。</p>	<p>災害等に関しては、定期的に避難訓練を実施することにより、利用者と職員の危機管理意識が高まりました。ヒヤリハットや事故報告については、事例として各係で協議して、原因究明と再発防止に向けた取組みを実施しました。感染症予防の園内研修では、職員だけでなく、実際に利用者に対しても手洗い講習を実施し、施設内の衛生維持と健康管理に努めました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症について、法人として定めた対応方針をもとに、感染予防策を徹底しました。</p>	A	<p>消防計画に基づき、地域の協力を得て、定期的な防災訓練を行っているほか、消防設備の点検が適切に行われている。</p> <p>また、警察署等の外部講師を招いての研修・訓練を行うなど、防犯対策に取り組んだ。</p> <p>ヒヤリハット体験の報告・原因分析を事細かに行き、職員間で情報共有することによって、事故の未然防止に努めている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、法人で定めた対応方針に基づき、感染予防対策が図られていた。</p>	A
⑧県民の平等利用	<p>他の社会福祉施設では支援が難しい障害者の受入や緊急時の受入れ対応等、県民のニーズに応えるための県立施設として運営に努めました。</p>	<p>今年度グループホームに入所した方がおり、3月に1人新規入所(啓佑学園経過措置児童)を受け入れました。短期入所ではリピーターのみならず初利用の利用者や医療的支援が必要な方等、他施設での受け入れが難しい方を受け入れました。</p>	A	<p>入所検討委員会を開催し、緊急性の高い待機者を優先的に受け入れる等、県民の平等利用に対する配慮がなされている。</p>	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
⑨個人情報の保護	<p>「宮城県福祉協議会情報公開規程」及び「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、園長を個人情報保護管理責任者と定め、また施設内にプライバシーポリシーを掲示することで、職員の意識を高め、利用者をはじめとする個人情報の適正な管理に努めました。</p>	<p>法人で定めている規程を遵守しています。個人が特定される情報の管理や、ケース会議等における職員の発言等、日頃から十分に喚起を促しており、個人情報には配慮して業務に従事しました。</p>	A	<p>法人で定めている規定を遵守しており、その規定に基づき、個人情報の適正な管理がなされている。</p>	A
⑩利用実績	<p>上記4の施設利用実績のとおり。</p>	<p>生活介護 延べ 目標値7,860人 実績値 7,720人 目標値に対する達成度(利用率)98.2%</p> <p>施設入所支援 延べ 目標値10,950人 実績値10,899人 目標値に対する達成度(利用率)99.5%</p>	A	<p>入所利用者が固定化しており、生活介護事業、施設入所事業の利用率は高い状況にある。</p>	A
⑪収支実績	<p>上記5の管理運営収支実績のとおり。</p>	<p>概ね良好と判断しております。</p>	A	<p>会計・経理事務を適正に執行し、概ね適正な収支実績となっている。</p>	A
⑫その他の取組	<p>1 関係機関との情報交換を密にし、地域移行の推進を行いました。</p> <p>2 食事サービスとして、栄養ケアマネジメントによる健康状態の維持の他、オーダーメニューや季節感のある献立の提供を実施しました。</p> <p>3 地区社協や連合町内会との連携により、地区行事への参加等、地域との交流を活発に行いました。</p> <p>4 環境に配慮した取り組みの推進として、外気温に応じた冷暖房の使用や、ごみの分別、用紙の有効利用等、エコ活動に取り組みました。</p> <p>5 利用料の徴収を実施しました。 (1)自己負担額 16,233,198円 (2)介護給付費 156,729,934円</p> <p>6 福祉人材育成としての実習生の受入れ (1)保育実習 2校4人</p>	<p>従来から地域行事や総合防災訓練を通じて、地域との交流活動は活発であり、継続した関係づくりに努めました。食事に関しては、管理栄養士により健康面に配慮した栄養バランスのとれた食事を提供すると共に、利用者の要望に応えお楽しみメニューや調理体験を通じて食育活動を展開することができました。新型コロナ感染防止のため外出の機会が減ったため、外注食やテイクアウトを増やし食事を楽しむ機会を増やしました。</p>	A	<p>新型コロナウイルスの影響で、地域行事や総合防災訓練等で地域住民と交流する機会がなかったが、次年度以降の実施にむけて、関係機関と連絡をとっている。</p> <p>外注食やテイクアウトの機会を増やす等、利用者の要望に応えようと努めている。</p>	A
総合評価		<p>運営面においては、指定管理料を基本とした予算により適正に執行するとともに、県有財産の管理も適正に行うことができました。利用者への支援については、県立施設として果たすべき役割として、県内各地域からすでに受入れ、利用をされている重度の知的障害を有する利用者に対して、施設障害福祉サービス計画に基づいた支援を実践するとともに、短期入所ではセーフティネットとして関係機関からの相談を受け、他施設では対応が難しいケースの受入れを行いました。</p>	A	<p>施設の管理運営や、利用者へのサービスの提供については、事業計画に基づき適切に実施されていると認められる。</p> <p>また、緊急性を要する重度障害者について、短期入所での受け入れを行うなど、セーフティネットとしての役割を果たしている。</p>	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<p>第二啓佑学園の利用者は比較的年齢が若いですが、重度の知的障害を有する利用者が多く、今後地域移行を目指すにあたっては、保護者や関係機関との調整が必要です。啓佑学園において年齢超過児が増加するなか、児童福祉法改正に伴う宮城県啓佑学園18歳以上利用者の移行先確保に向けた対応にも関連し、同一敷地内にある県立施設として、一体となった取り組みの継続が必要です。また、利用者本位の質の高いサービスを提供するために、量的な確保のみならず、質的な確保(正規職員の割合増)が必要です。</p>	<p>入所者の自立訓練を継続的に実施することに加え、他事業所や関係機関との情報共有を密に行い、利用者の地域移行を今後も推進することが必要となる。</p> <p>また、人員の配置が事業計画における配置人数を満たしていなかった。今後も安定したサービスの提供を行うため、人員確保のための取り組みが求められる。</p>